



食安発第0622005号  
平成21年6月22日  
(平成26年10月17日最終改正)

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

### ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年2月12日付け食安発第0212004号。以下「旧通知」という。）」により対ブラジル輸出水産食品製造・加工施設に関する登録等を行っているところである。

今般、ブラジル政府との協議の結果、施設登録の際に輸出品目の申請が必要となったことから、「ブラジル輸出水産食品の取扱要領」を別紙のとおり改正し、本日付けで施行することとしたので、通知する。

なお、旧通知は本日をもって廃止し、また、旧通知により既に登録されている施設は、本通知施行後も引き続き本通知に基づく登録施設として取り扱うこととする。